

## 社保審「第89回 医療保険部会」 医療等分野の番号制度の検討状況を確認

2015/10/2

社会保障審議会・医療保険部会  
(部会長：遠藤久夫・学習院大学経済学部教授)が10月2日に開かれ、  
医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会(座長：金子郁容・慶應義塾大学政策・メディア研究科教授)での議論の中間まとめに



ついて報告を受けた。今月より国民への通知が開始される社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行についての報告と併せて行われ、「マイナンバー」と「医療等分野で用いる番号」について、それぞれ具体的な利用場面等における運用の検討状況が説明された。

中間まとめでは、医療等分野での番号による情報連携の在り方について「個人情報保護の措置を講じる必要性に加え、番号の発行と情報の共有範囲について本人同意が必要」といった意見が挙げられている。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において「行政機関等がマイナンバーを用いる」と規定されており、医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していないことから、具体的な利用場面等については「保険者間の資格異動時の健診データの連携」「予防接種歴の自治体間の連携」でマイナンバーを、「医療機関・介護事業者等の連携」「健康・医療の研究分野」等では医療等分野での番号を用いた情報連携の仕組みが必要との見解がまとめられている。

この報告を受け、松原謙二委員(日本医師会副会長)は「ドイツ、フランス、イギリスでは番号制度を導入しているが、リスクを回避するため、経済と医療でそれぞれ別の番号を使用している。それも踏まえてわが国で適切に運用できる方法を検討していくべき」と意見を述べた。